

日光杉並木街道の 「誕生」と「今」と「未来」の話

徳川家康公を御祭神に祀る日光東照宮の造営とともに、家康公の家臣であった松平正綱が、親子二代で20数年の歳月をかけ杉を植え続けたのが「日光杉並木」の始まりとされています。

そして今、杉は約400年の時を生き、日本で唯一、特別史跡と特別天然記念物の二重指定を受け、さらに「世界で最も長い並木道、としてギネスブックにも掲載される貴重な文化遺産となりました。

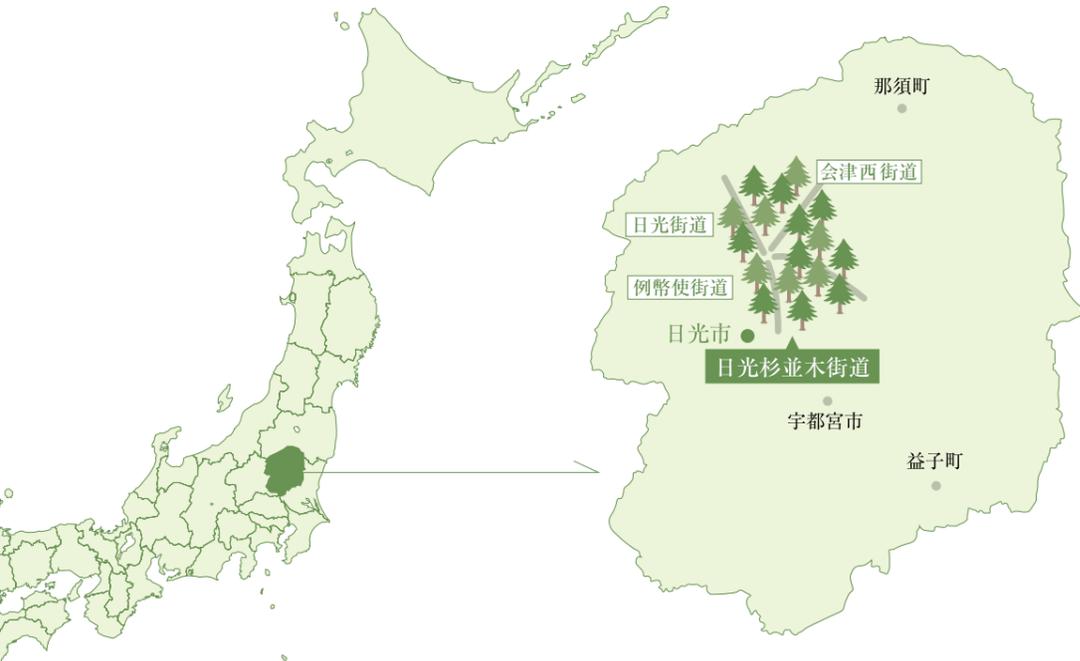
その杉並木は今、自然災害や環境の悪化等により少しずつ減少し、杉並木の景観が失われる危機的な状況にあります。

一万二千本を超える杉並木を後世に繋いでいくためにわたしたちにできることがあります。

- 01 杉並木の生い立ち
- 02 杉並木の現状
- 03 バイパスの建設
- 04 保護用地の公有化
- 05 樹勢回復事業
- 06 日光杉並木オーナー制度
日光杉並木街道保護基金への寄附
- 07 杉の並木守なみきもり (日光杉並木街道保護ボランティア)

日光杉並木のオーナーになりませんか

「日光杉並木」 保護のために



01 杉並木の生い立ち

日光杉並木は、日光東照宮が造営された頃に、徳川家の家臣であった松平正綱、正信親子2代により20数年の歳月をかけて植えられたものです。植栽の開始は1625年ですので400年近くの長い歴史が刻まれていることになります。

栃木県が世界に誇る貴重な文化遺産で、わが国で唯一、国の特別史跡・特別天然記念物の二重指定を受けており、また、世界で最も長い並木道としてギネスブックに掲載されています。



02 杉並木の現状

松平正綱により当時植えられた杉は、約5万本と言われています。これが、日光東照宮が杉並木台帳を作成した昭和36年には約1万6千5百本になり、今では1万2千本程になってしまいました。

60年程の間に4千本以上の杉が減少しており、このままのペースで減少し続けると、将来、杉並木の見事な景観が失われてしまう恐れがあります。

杉減少の原因には台風などの自然災害や杉自身の老齢化もありますが、他に通過交通量の増加や街道周辺の開発などによる杉の生育環境の悪化をあげることができます。

03 バイパスの建設



杉並木街道は観光や地元の方々の生活に欠くことのできない幹線道路で、大変多くの車両が杉並木街道を通過しています。このため、排気ガスや振動が年々増大し続け、杉並木の健全な育成に重大な影響を与えるようになりました。

栃木県では、杉並木を守るには、この通過車両を減少させることがなにより必要と考え、バイパスの整備を進めてきました。

バイパスの整備は杉並木の保護に大きな効果があることから、今後もバイパスの整備を進めていきます。



板橋バイパス

国道121号（例幣使街道）の交通量が減少し、日光杉並木の保全に寄与すると期待される

04 保護用地の公有化



栃木県では、杉並木街道周辺の開発を防ぎ、並木杉の生育環境を恒久的に保全するため、杉並木街道の両外側概ね20mの範囲の土地を取得する「杉並木保護用地公有化事業」を実施しています。

杉並木を守り、後世に引き継ぐために

今、私たちに できること…



05 樹勢回復事業



並木の中には、生育環境の悪化により樹勢が弱ってしまった杉が数多くあります。これらの杉を放置しておきますと、枯れてしまうなど杉並木の景観が失われてしまう恐れがあります。

そのため、平成8年度から「杉の根が露出している部分を土で覆う土壌改良」、「杉の根の土壌流出を防止して土壌を保護するための木柵設置」及び「土の踏み固めを防ぎ、杉の根が伸びるスペースを確保するため、地中に中空コンクリート（ポカラ）の設置」などを実施し、新たな細根が生えるなどの樹勢回復の効果が確認されました。

現在は、すでに設置した木柵の改修を中心に事業を実施しています。また、保護用地公有化事業やバイパス整備事業など他の保護対策事業と連携を密にし、より効果的に樹勢の回復を図っています。

木柵工法

設置後15年以上が経過し、腐食等が激しい木柵を対象に改修を実施。

Before



After



栃木県日光市明神地区

ポカラ工法

中空コンクリートブロック（ポカラ）を用いることにより、空洞内の土が固まらず杉の根が広がるスペースを確保できる。

Before



After



栃木県日光市瀬川地区

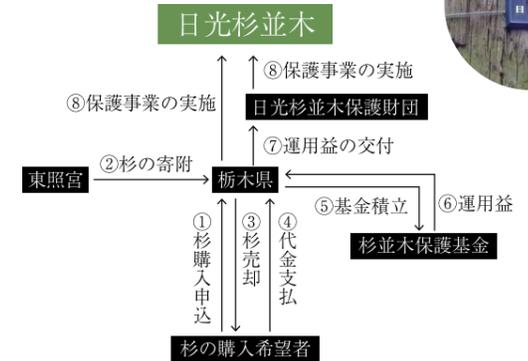
06 日光杉並木オーナー制度、日光杉並木街道保護基金への寄附

「日光杉並木オーナー制度」とは杉並木保護に賛同された皆様に並木杉1本につき1千万円でオーナーになっていただき、その代金を栃木県が日光杉並木街道保護基金で運用し、その運用益で並木杉の樹勢回復事業等を実施するという制度です。

オーナー杉については、日光杉並木保護財団と東照宮が、日常の管理をいたします。並木杉は文化財であるため、枯れた場合などを除き杉の伐採はできませんが、解約したい場合は栃木県がいつでも同額で買い戻しいたします。

また、オーナー制度とは別に、日光杉並木街道保護基金に対する寄附金も随時受け付けています。

【オーナー制度の仕組み】



オーナー杉
について



寄附について



基金について



詳しくは、公益財団法人日光杉並木保護財団
(電話028-623-3460) へお問い合わせください。

07 杉の並木守 (日光杉並木街道保護ボランティア)

栃木県では、日光杉並木街道を県民皆で守っていくとする活動を「とちぎブランド」と位置づけ、杉並木保護活動を通して、郷土に誇りと愛着を持った人づくりに取り組み、その活動を支援しています。

「杉の並木守」(日光杉並木街道保護ボランティア)の活動を希望される方には、「杉の並木守」の活動に必要な知識や技術を習得するため、日光杉並木街道に関する講座を受講していただきます。受講後、いくつかのグループに分かれ日光杉並木街道の下草刈りや清掃活動などの保護ボランティア活動を行っていただきます。



活動の様子（下草刈り）

